

肥料利用できる動物由来たん白質と必要な管理措置

(令和7年9月現在)

原料となる畜種等		製造工程の確認検査(※1)	原料の加工措置等の条件		肥料利用	包装への表示(※3)
豚(イノシシ)・馬、家きん 海産ほ乳動物		豚(イノシシ)・馬、家きん、海産ほ乳動物 以外の動物が混入しないこと (FAMIC理事長確認)	化学肥料等と混合 不要		○(※2)	動物由来たん白質 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。 (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表1の2の(1)の表の第2欄定める確認済みゼラチン等を除く。)
牛由来 (牛由来と区分できないものを含む。)	脊柱等を除いた部位	脊柱等が混入しないこと (農林水産大臣の確認)	原料加工措置(※4) ・空気を遮断し、800℃以上で8時間以上加熱 ・空気を流通させ、1000℃以上で燃焼する方法 ・1000℃以上で熔融する法法 ・アルカリ処理 ・133℃以上で20分以上で20分間以上蒸製 ・ゼラチン生成(※5) 不要	○	○	動物由来たん白質のうち、牛、めん羊及び山羊に由来するもの又は原料事情等により使用する場合がありますもの この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
	と畜場汚泥		摂取防止措置(※6)	○		
	と畜場汚泥		汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置(※7)	○	○	(牛等由来の原料と切り替えて使用する可能性がある場合は、豚・馬、家きん、海産ほ乳動物由来でも当該表示可能)
	脊柱等(厚生省令別表第一の部位、脊柱、死亡畜(と畜検査を経ていない牛等。以下同じ。)(※8)	-	-	-	×	
めん山羊 (めん山羊と区分できないものを含む。)	脊柱等を除いた部位	脊柱等が混入しないこと (農林水産大臣の確認)	摂取防止措置(※6) 不要	○	○	(※4)(※6)の措置を行わず肥料原料供給管理票による流通を行う場合は、以下の表示を行うこと。 「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」
	と畜場汚泥		汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置(※7)	○	○	
	脊柱等(※8)	-	-	-	×	
シカ等(上記肥料利用が認められた動物種以外のもの)	部位を問わず	-	-	-	×	-

※1 「農林水産大臣の確認」牛等の脊柱等が混入しないこと、原料加工措置の条件をクリアしていることについてFAMICが実地で検査を実施。
「FAMIC理事長確認」豚・馬、家きん等の生産工程が牛等由来の原料と分離されていることについてFAMICが実施で検査を実施。

※2 販売業者及び農業者に販売する場合は、化学肥料が混ぜられていることが条件。

※3 昭和59年農林水産省告示第701号に基づく表示

※4 平成26年農林水産省告示第1145号に基づく、規則別表1のホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工

※5 皮由来のゼラチンについては、管理措置の対象外

※6 平成26年農林水産省告示第1145号に基づく、規則別表1のホの摂取の防止に効果があると認められる材料

※7 「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」(平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知)に基づく誤用防止措置

※8 脊柱等は、下記別表のとおり